

秋田県認知症施策推進ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 認知症の人やその家族に対する支援体制の構築に向けた施策推進等について検討するため、秋田県認知症施策推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、認知症支援に関し、次の事項について協議する。

- 1 認知症を取り巻く課題の抽出及び課題解決のための施策に関する事項
- 2 認知症施策を推進するための連携体制構築に関する事項
- 3 認知症の人やその家族への支援を官民一体となって取り組む体制構築に関する事項
- 4 その他必要な事項

(構成)

第3条 ネットワーク会議は20名以内の委員で構成する。

- 2 ネットワーク会議の委員は、認知症の人やその家族等の当事者、学識経験者、医療・介護・福祉関係者、行政関係者、その他必要と認められた者のうちから知事が委嘱する。

(会長)

第4条 ネットワーク会議に、会長1名を置く。

- 2 会長は、ネットワーク会議委員のうちから知事が指名する。
- 3 会長はネットワーク会議の会務を掌理し、ネットワーク会議を代表する。

(会議の招集等)

第7条 ネットワーク会議は、知事が召集する。

- 2 ネットワーク会議の進行は会長が務める。

(事務局)

第8条 ネットワーク会議の事務局は県健康福祉部長寿社会課内に置く。

- 2 協議会の事務局に、幹事若干名を置き、県健康福祉部内の職員をもって充てる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長がネットワーク会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。